



シリーズ213

高めよう!  
人権意識

心のかけ橋

問 人権推進課  
(☎928-1006)

知っていますか?

障害者差別解消法

2016年4月に法律が施行されて来月で1年が経ちます。

「障害者差別解消法」とは

国や市などの行政機関、会社やお店などの民間事業者での「障がい者理由とする差別」をなくし、全ての人が障がいのあるなしにかかわらず、お互いに人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現することを目的とした法律です。

「障がいを理由とする差別」とは障がいのある人への「不当な差別的取り扱い」と「合理的配慮の不提供」があります。

「不当な差別的取り扱い」とは

正当な理由もなく、障がいがある

ことでサービスなどの提供を拒否したり、制限したりするなど、障がいのある人に不利益な取り扱いをすることです。

不当な差別的取り扱いの例

- 旅行の申し込みをしたら、障がいを理由に断られた
- アパートを借りようと不動産会社に行ったら、障がいを理由に物件を紹介してもらえなかった
- 聴覚に障がいがあるのに、契約の解約手続きについては本人による電話しか対応できないと言われた
- 商業施設や飲食店、病院、ホテルなどで、補助犬(盲導犬・介助犬・聴導犬)の同伴を断られた



「合理的配慮の不提供」とは

障がいのある人から何らかの配慮を求める意思表示があったにもかかわらず、社会的障壁を取り除く配慮をしないことです。

社会的障壁の例として、

- 通行・利用しにくい施設や設備
- 利用しにくい制度
- 障がいのある人を意識していない慣習や文化
- 障がいのある人への偏見などがあります。

合理的配慮の不提供の例

- 入り口に段差があるのに、スロープや手すりが設置されておらず補助してくれる人もいないため、建物に入ることができなかった
- 視覚に障がいのあることを伝えましたが、配慮の足りないパンフレットだけが送られてきた
- 講座の受講にあたり、障がいのあることを事前に申し出たにもかかわらず、配慮がされなかった



合理的配慮の提供については、民間事業者は努力義務となつていますが、どのような対応をしたのかを行政機関に報告するように求められたり、配慮をするように指導されたりすることがあります。

共生社会の実現に向けて

障がいのある人もない人も共に暮らしやすい社会の実現に向け、一人ひとりがこの法律を理解し、障がいについての理解を深めることで、誰もが自分らしく生活できる社会をつかっていきましょう。

問 障がい福祉課 (☎928・1062 FAX 927・0294)

人権は 差別をなくす 合言葉